



# 昭和町立小中学校及び昭和町における「いじめ防止基本方針」を策定しました

昭和町立小中学校及び昭和町教育委員会では、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針に基づき、「いじめ防止基本方針」を策定し、各校や町全体における取組を進めています。

この基本方針は、いじめの防止や対応に関する基本的な考え方、取組、組織などについて明記し、学校・家庭・地域が一体となって、いじめのない社会を作っていくことをめざしています。

## ポイント 町立小中学校及び町の「いじめ防止基本方針」では…

- いじめの防止等の**基本的な考え方**（いじめの定義、基本理念など）を明記しています。
- いじめの防止、早期対応、重大事態への対処等について、各校及び町全体が、どのような**組織**によって、どのような**取組**を行うのかを明記しています。

## 「いじめ防止基本方針」に記された内容から…

	町立小中学校では	町では
防止や把握にむけて	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内における専門の組織（生徒指導委員会など）が、いじめの防止等に関する指導方針や具体的な方法などについて検討し、組織的に取り組みます。</li> <li>○日々の教育活動における見取りや、定期的なアンケート調査などをおして、いじめの実態把握に努めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「昭和町いじめ対策連絡協議会」(※1)が、いじめの防止等に関係する機関の連携や対策、協議を推進します。 ※1 町立小中学校、教育委員会、PTA連合会、主任児童委員、児童相談所、法務局、警察などによって構成。</li> </ul>
重大事態発生に関して	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告すると共に、「昭和町教育委員会いじめ問題専門委員会」が行う調査に協力します。</li> <li>※「重大事態」とは・・・ いじめを受けたことによって、生命、体や心、財産に重大な被害が生じたり、長期間学校を欠席したりする場合（または、その疑いがある場合）のことをさします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「昭和町教育委員会いじめ問題専門委員会」(※2)が、教育委員会の附属機関として、重大事態に関する調査などを実施します。 ※2 専門的な知識及び経験を持つ第三者によって構成。</li> <li>○上記の委員会(※2)から結果の報告を受けた町長が必要と認めた場合は、「昭和町いじめ問題特別調査委員会」(※3)が、再調査を行います。 ※3 専門委員会とは別の、専門的な知識及び経験を持つ第三者によって構成。</li> </ul>



\*本町及び町内各校の「いじめ防止基本方針」の全文は、各ホームページで公開しています。  
昭和町ホームページ (<http://www.town.showa.yamanashi.jp/>) の「生活便利帳／子ども・教育」からおはよりください。

\*お問い合わせ／昭和町教育委員会学校教育課 電話 055-275-8631 FAX 055-275-3743  
(平成26年7月15日版)